

機密保持契約書

お客様と日本ヒューレット・パッカード合同会社（以下 HPE という）とは、お客様と HPE 間で開示される情報の機密保持に関し、次のとおり合意する。

第 1 条（用語の定義）

1. 本契約において「開示者」とは、本契約に基づき機密情報を開示する者をいう。
2. 本契約において「受領者」とは、本契約に基づき機密情報を受領する者をいう。
3. 本契約において「関係者」とは、HPE の親会社である米国ヒューレット パッカード エンタープライズ カンパニーおよびその関係会社をいう。

第 2 条（お客様の機密情報）

1. 本契約においてお客様の機密情報とは、次の事項に関するものをいう。
2021 年 10 月 7 日実施「HPE の CTO と語るデジタルトランスフォーメーション 2021」で開示されるすべての情報
2. お客様及び関係者は、次に記載された目的にのみ前項に定められる機密情報を使用するものとし、当該目的に反し自らもしくは第三者のために使用してはならない。

案件提案活動

第 3 条（HPE の機密情報）

1. 本契約において HPE の機密情報とは、次の事項に関するものをいう。
2021 年 10 月 7 日実施「HPE の CTO と語るデジタルトランスフォーメーション 2021」で開示されるすべての情報
2. お客様は、次に記載された目的にのみ前項に定められる機密情報を使用するものとし、当該目的に反し自らもしくは第三者のために使用してはならない。
お客様の自社の DX 改革および IT 検討の参考情報としての活用

第 4 条（受領者の義務）

1. 受領者は開示を受けた機密情報を、善良なる管理者の注意をもって保持し、目的のいかんにかかわらず、いかなる第三者に対しても、直接、間接を問わず漏洩しないものとする。また、HPE はお客様から開示を受けた機密情報を、HPE の責任において、本契約の目的のために必要な範囲内で関係者に開示できるものとする。
2. 法令の定めにより機密情報を開示しなければならない場合は、受領者は開示者に対し、その旨を相当期間前に書面により通知するものとする。
3. 受領者は開示者の事前の書面の承諾がある場合を除き、その方法いかんを問わず、開示を受けた機密情報を複製してはならない。

第 5 条（開示期間）

本契約は本契約の発効日から 2021 年 10 月 7 日 までの間に開示された機密情報にのみ適用される。

第 6 条（有効期間）

受領者の本契約に基づく義務は前条の開示期間中及び当該期間終了後 1 年間とする。

第 7 条（機密である旨の表示）

受領者の本契約に基づく義務は、第 2 条又は第 3 条に記載された情報で開示者より受領者に開示されかつ次の各号の一に該当するもののみ課せられるものとする。

- (1) 第2条又は第3条に個別に列挙されている特定の資料
- (2) 開示の時に機密事項たる旨明記されているもの
- (3) 最初に開示された時に機密である旨明記されていないもの(例:口頭または視覚的な形で開示される場合)でも、開示の際に機密として取り扱われ、開示後30日以内に内容を特定できる程度の書面に要約して機密である旨明記して受領者に交付したもの。

第8条 (適用除外)

次の号に該当する情報について受領者は本契約に基づく守秘義務を負わないものとする。

- (1) 開示者より受け取る以前に受領者において保有していたもの
- (2) すでに公知のもの、もしくは受領者の責めによらず公知となったもの
- (3) 受領者が第三者より機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
- (4) 開示者が第三者に対し機密保持義務を負わずことなく開示したもの
- (5) 開示者の事前の書面承諾により受領者が開示したもの

第9条 (保証)

開示者は、受領者に対して開示する情報が開示者の正当な権原に基づいて取得、保有、開示するものであることを保証する。なお、いずれの当事者も明示、黙示を問わず、本条以外の保証は一切行わないものとする。

第10条 (権利)

両当事者は機密情報に関し、いかなる知的財産権に係わる権利をも本契約により取得するものではない。

(雑則)

第11条 本契約はいずれの当事者に対しても技術、役務又は製品の購入、販売、ライセンス、譲渡又はその他の方法による処分の義務を課すものではない。

第12条 本契約の締結は、お客様とHPE間でいかなる共同事業、パートナーシップ、または代理関係を形成するものではない。

第13条 本契約により生ずる紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上